

＜大阪市はぐくみネットコーディネーター設置要綱＞

（設置）

第1条 地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業の中心を担うはぐくみネットコーディネーターを設置する。

（任務）

第2条 はぐくみネットコーディネーターは、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業の実施に関し、次の任務を行う。

- （1）学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援
- （2）地域における教育コミュニティづくりの推進
- （3）学校や地域の情報収集・発信の支援
- （4）その他区長が定める事項

（委嘱）

第3条 はぐくみネットコーディネーターは、事業に携わる市民ボランティアである委嘱予定者に対し、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 はぐくみネットコーディネーターの任期は委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

（解嘱）

第5条 教育委員会は、はぐくみネットコーディネーターが次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- （1）はぐくみネットコーディネーターとしての職務が遂行できなくなったとき
- （2）はぐくみネットコーディネーターが辞退を申し出たとき
- （3）その他教育委員会が必要があると認めたとき

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会と区長会議との協議の上、教育委員会が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。